

事務連絡
平成23年6月1日

各都道府県衛生主管部局御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬食品局血液対策課

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の円滑な実施について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施については、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成23年3月7日付事務連絡にて、子宮頸がん予防ワクチンの供給量が十分でないことから、当分の間、初回の接種者への接種を差し控え、既に接種を開始した者への2回目・3回目の接種を優先するようお願いしていたところです。

この度、ワクチン製造販売業者からの報告により一定の供給量が確保できることを確認いたしましたので、厚生労働省としましては、今後は、以下のような方針で対応することとしましたので、管内市区町村等への周知方お願い致します。

厚生労働省としては、引き続き、製造販売業者に対し、安定供給の確保に努めるよう要請していくとともに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の円滑な実施に努めてまいります。

記

- 1 今後の供給量を踏まえ、段階的に接種を再開することとし、平成22年度に高校1年生が対象となっている市町村においては、接種差し控えにより1回目の接種をできなかった今年度の高校2年生に、本年6月10日より順次、接種を再開することができることとする。
- 2 なお、初回の接種が差し控えられているその他の者については、必要な供給量の確保ができた段階で、接種再開について改めてお知らせする予定である。

以上